

## 河川景観軸

要素		景観形成基準												
建築物・工作物	形態意匠	①建築物等は、周辺の景観及び街並みと調和する形態・意匠とする。 ②屋根や屋上建築設備、広告物は、建築物と統一感のある一体的なデザインとするなど、軽快なスカイラインを持った景観を形成する。 ③建築物等は、周辺の自然景観と調和した高さとするとともに、比良・比叡の山並みや三上山の眺望に配慮する。												
	色彩	①建築物等の色彩は以下のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R~10R</td> <td>—</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>0.1YR~5Y</td> <td>—</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>—</td> <td>2以下</td> </tr> </tbody> </table> ※ただし、木材、漆喰、瓦、金属瓦(銅板葺等)等の塗装を施さない自然素材を使用する場合、又はペンガラなどの地域性を表す塗装については、この限りではない。	色相	明度	彩度	0.1R~10R	—	4以下	0.1YR~5Y	—	6以下	その他	—	2以下
色相	明度	彩度												
0.1R~10R	—	4以下												
0.1YR~5Y	—	6以下												
その他	—	2以下												
緑化措置等	①塀を設ける場合には、できる限り自然素材を使用するなど、周辺環境と調和した景観を形成する。 ②生垣やシンボルとなる高木による緑化を進めるなど、緑やオープンスペースと一体となった景観を形成する。													

山並み眺望の保全



高木等による緑化